

○鹿児島県特定非営利活動促進法施行条例

平成 10 年 10 月 13 日条例第 40 号

鹿児島県特定非営利活動促進法施行条例をここに公布する。

鹿児島県特定非営利活動促進法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請等)

第 2 条 法第 10 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 法第 10 条第 1 項第 2 号ハに規定する各役員の住所又は居所を証する書面は、次の各号のいずれかの書面とする。

(1) 当該役員が住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の適用を受ける者である場合は、同法第 12 条第 1 項に規定する住民票の写し

(2) 当該役員が前号に該当しない者である場合は、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該役員に係る同項第 1 号の書面の添付を省略することができる。

(1) 知事が住民基本台帳法第 30 条の 11 第 1 項第 1 号の規定により、地方公共団体情報システム機構から、当該役員に係る機構保存本人確認情報(個人番号を除く。)の提供を受けるとき。

(2) 知事が住民基本台帳法第 30 条の 15 第 1 項第 1 号の規定により、当該役員に係る都道府県知事保存本人確認情報(個人番号を除く。)を利用することができるとき。

4 第 2 項第 2 号の文書が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付するものとする。

- 5 第2項各号に掲げる書面は、申請の日前6月以内に作成されたものとする。
- 6 法第10条第3項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する条例で定める軽微な不備は、法第10条第3項に規定する申請書又は添付書類の内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、計算違い、誤記その他これらに類する客観的に明白な誤りであると認められるものとする。
- 7 法第10条第3項の規定による補正をしようとする者は、規則で定めるところにより、補正書を知事に提出しなければならない。

(平15条例8・平19条例61・平24条例18・平27条例41・一部改正)

(社員総会の議事録)

第3条 社員総会の議事録は、書面又は法第14条の9第1項に規定する電磁的記録をもって作成しなければならない。

2 法第14条の9第1項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合における当該社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(平24条例18・追加)

(定款の変更)

第4条 法第25条第3項に規定する定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 法第25条第6項(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出をしようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出しなければならない。

(平 24 条例 18・追加)

(事業報告書等の提出)

第 5 条 法第 29 条(法第 52 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による事業報告書等の提出は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの 3 月以内にしなければならない。

(平 15 条例 8・平 20 条例 49・一部改正, 平 24 条例 18・旧第 3 条繰下・一部改正)

(事業報告書等の公開)

第 6 条 法第 30 条の規定による閲覧又は謄写は、規則で定めるところにより行うものとする。

(平 24 条例 18・旧第 4 条繰下・一部改正)

(合併の認証申請)

第 7 条 法第 34 条第 3 項に規定する合併の認証を受けようとする特定非営利活動法人(その合併後鹿児島県内に主たる事務所を置く特定非営利活動法人に限る。)は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 第 2 条第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の申請書に添付する書面について準用する。

(平 19 条例 61・一部改正, 平 24 条例 18・旧第 5 条繰下・一部改正)

(合併の場合の貸借対照表等の備置き等)

第 8 条 法第 35 条第 1 項の貸借対照表及び財産目録は、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)について作成し、同条第 2 項に規定する債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置かなければならない。

(平 24 条例 18・旧第 6 条繰下・一部改正)

(認定の申請)

第9条 法第44条第1項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(平24条例18・追加)

(認定の有効期間の更新の申請)

第10条 法第51条第2項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(平24条例18・追加)

(認定特定非営利活動法人の定款の変更に係る書類の提出)

第11条 法第52条第2項の規定による社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款の提出をしようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、これらの書類を添付した提出書を知事に提出しなければならない。

(平24条例18・追加)

(役員報酬規程等の提出)

第12条 法第55条第1項の規定による書類の提出をしようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの3月以内に、当該書類を知事に提出しなければならない。

2 法第55条第2項の規定による書類の提出をしようとする認定特定非営利活動法人は、同項の助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、当該書類を知事に提出しなければならない。

(平24条例18・追加, 平28条例43・一部改正)

(役員報酬規程等の公開)

第13条 第6条の規定は、法第56条の規定による閲覧又は謄写について準用する。

(平24条例18・追加)

(特例認定の申請)

第 14 条 法第 58 条第 1 項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(平 24 条例 18・追加, 平 28 条例 43・一部改正)

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第 15 条 第 11 条から第 13 条までの規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。

(平 24 条例 18・追加, 平 28 条例 43・一部改正)

(合併の認定の申請)

第 16 条 法第 63 条第 1 項又は第 2 項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(平 24 条例 18・追加, 平 28 条例 43・一部改正)

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第 17 条 法第 74 条の規定により読み替えて適用する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、申請、縦覧、届出、提出、閲覧等を行う場合は、規則で定めるところにより行うものとする。

(平 19 条例 61・追加, 平 24 条例 18・旧第 8 条繰下・一部改正)

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第 18 条 法第 75 条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成 16 年法律第 149 号。以下「読替え後の電子文書法」という。)第 3 条第 1 項に規定する条例で定める保存は、法第 14 条(法第 39 条第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第 28 条第 1 項及び第 2 項、第 35 条第 1 項、第 54 条第 1 項(法第 62 条(法第 63 条第 5 項において準用する場合を含む。))及び第 63 条第 5 項において準用する場合を含む。)並びに第 54 条第 2 項及び第 3 項(これらの規定を法第 62 条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による書面の備置きとする。

- 2 読替え後の電子文書法第4条第1項に規定する条例で定める作成は、法第14条、第28条第1項、第35条第1項並びに第54条第2項及び第3項の規定による書面の作成とする。
- 3 読替え後の電子文書法第5条第1項に規定する条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、第45条第1項第5号(法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに第52条第4項及び第54条第4項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書面の閲覧とする。
- 4 特定非営利活動法人が、読替え後の電子文書法第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の規定により、前3項の書面の備置き、作成及び閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録(読替え後の電子文書法第2条第4号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)の備置き及び作成並びに当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の閲覧を行う場合は、規則で定めるところにより行うものとする。

(平18条例18・追加, 平19条例61・旧第8条繰下, 平20条例49・一部改正,
平24条例18・旧第9条繰下・一部改正, 平28条例43・一部改正)

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平18条例18・旧第8条繰下, 平19条例61・旧第9条繰下, 平24条例18・旧第10条繰下)

附 則

この条例は、法の施行の日(平成10年12月1日)から施行する。

附 則(平成15年3月25日条例第8号)

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

附 則(平成18年3月28日条例第18号)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 12 月 25 日条例第 61 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 10 月 14 日条例第 49 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 24 日条例第 58 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 27 日条例第 18 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定(同条の見出しを改める部分及び同条に 2 項を加える部分を除く。)は、同年 7 月 9 日から施行する。

附 則(平成 27 年 7 月 3 日条例第 41 号)

- 1 この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。ただし、第 3 条及び次項の規定は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 鹿児島県事務処理の特例に関する条例(平成 12 年鹿児島県条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成 28 年 12 月 26 日条例第 43 号)

この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 70 号)の施行の日から施行する。

(施行の日 = 平成 29 年 4 月 1 日)